

一般社団法人全国銀行協会
コンプライアンスに関する講演会兼人権・同和問題啓発講演会
2026年7月22日



「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定

外務省総合外交政策局人権人道課
豊原 智恵

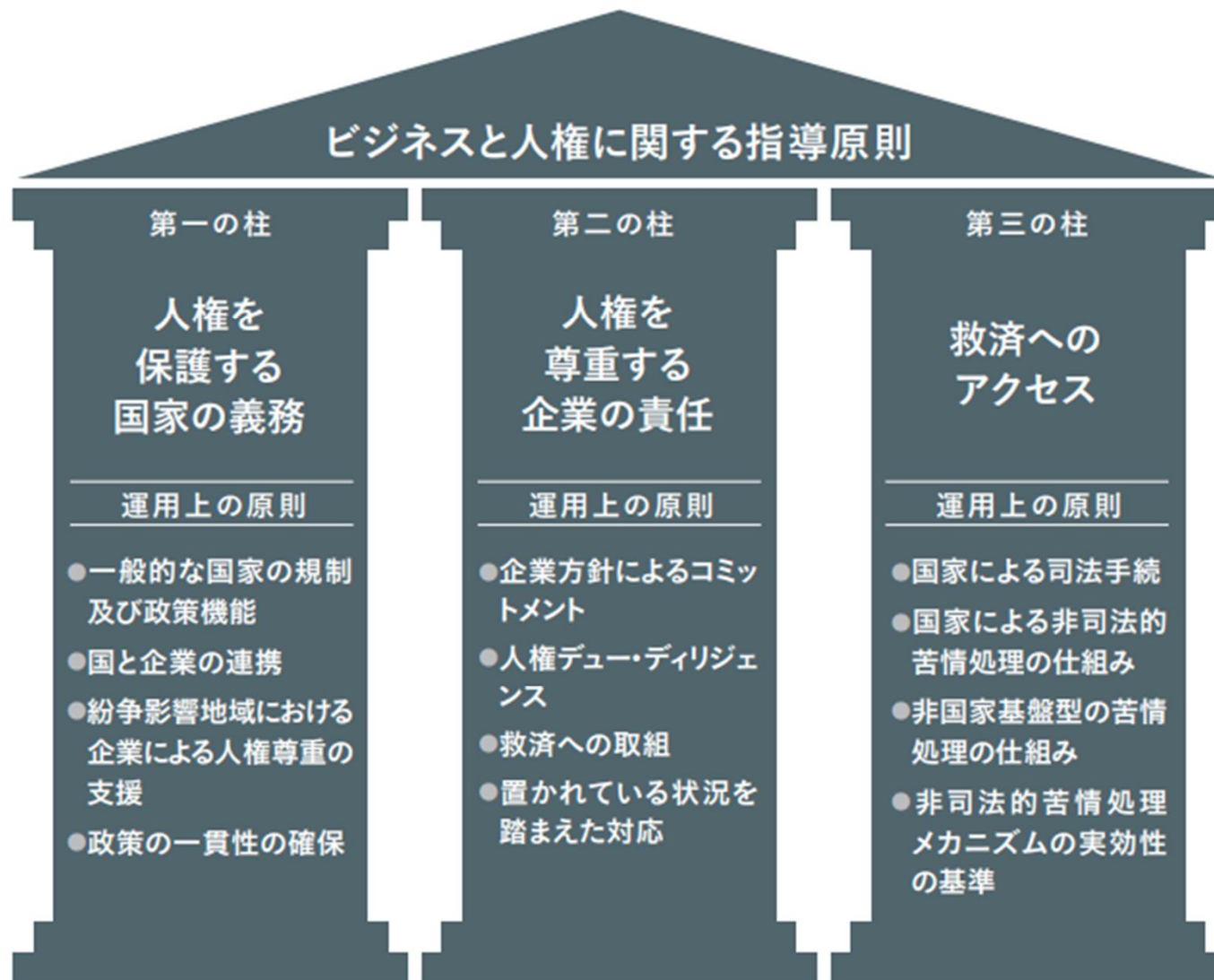


Contents

1. 行動計画における日本政府の取組
2. 行動計画の改定の経緯と趣旨
3. 企業への期待

「ビジネスと人権に関する指導原則」

ジョン・ラギー「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表が作成し
2011年に国連人権理事会で我が国を含む全会一致で支持された国際文書
(法的拘束力なし、決議・条約ではない。)



人権デュー・ディリジェンス



「ビジネスと人権」に関する日本政府の取組

2020 10月	「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025） 目的：①国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進 ②政策の一貫性の確保 ③日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上 ④SDGsの達成への貢献	
2022 9月	「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」	
2023 4月	「公共調達における人権配慮について」政府方針 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」（経産省）	
12月	「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」（農水省）	
2024 10月	「労働におけるビジネスと人権チェックブック」（厚労省）	
2025 12月	「ビジネスと人権」に関する行動計画改定（2026-）	

行動計画等の周知・啓発

- 国内外での研修・セミナー

中小企業を含む日本企業や取引先が対象。
対象国政府支援も実施。

- 好事例集、各種パンフレットの作成

- ビジネスと人権ポータルサイト

国連指導原則、行動計画、その他の関連情報を掲載。



日・UNDPプロジェクト



出典：UNDP駐日代表事務所 開催報告：ビジネスと人権年次ダイアログ「人権のためのビジネスケース：政策、デュー・ディリジェンス、情報開示を通じた新たな貿易時代の構築」 掲載資料 <https://www.undp.org/ja/japan/news/event-report-annual-bhr-dialogue-tokyo-202602>



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



Contents

1. 行動計画における日本政府の取組
2. 行動計画の改定の経緯と趣旨
3. 企業への期待

日本企業の取組状況

76%が取組を進めている

- 5000人以上の企業の95%が取組を進めている。
- 499人以下の企業の多くは「取組に着手できていない」、「内容を理解していない」。

～経団連 2023年実施アンケートより～

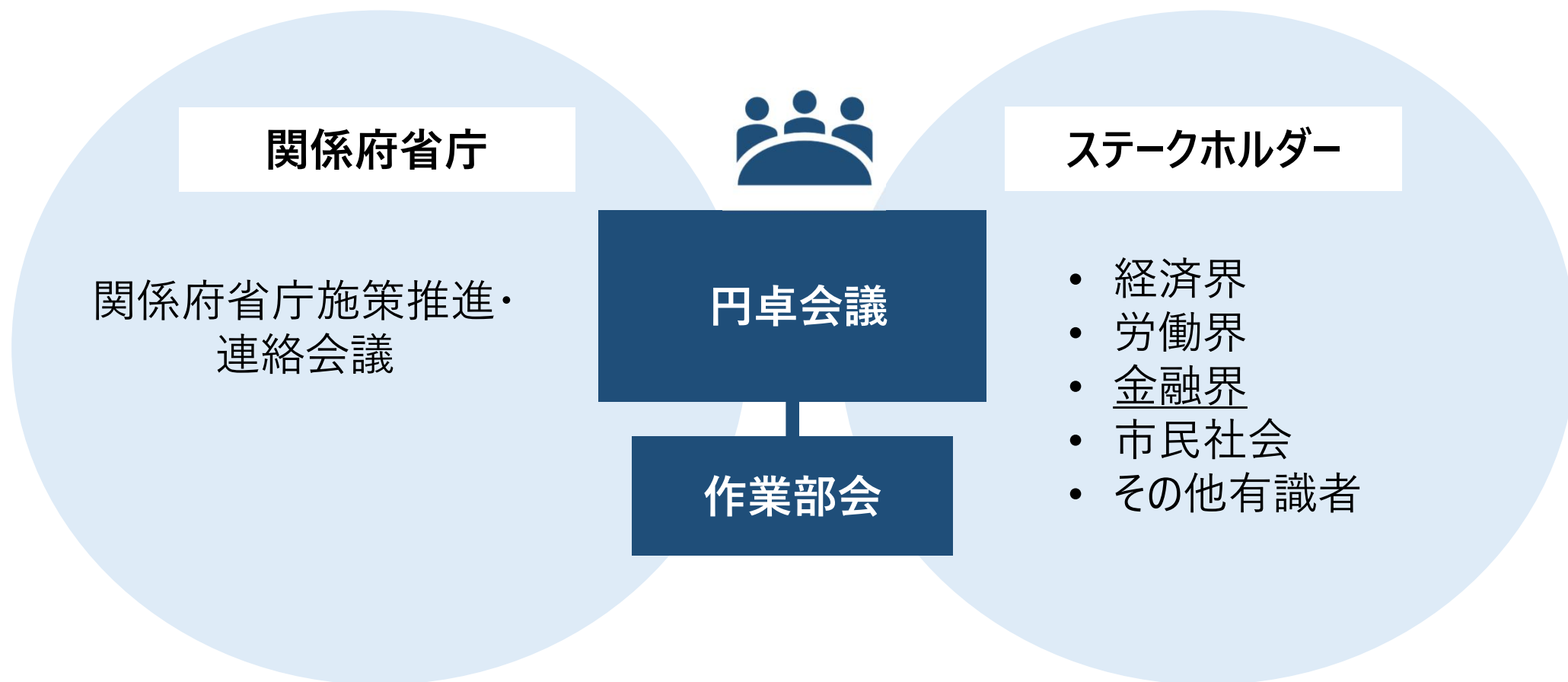
(出典：日本経済団体連合会「第3回 企業行動憲章に関するアンケート結果」：https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf)



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定



行動計画改定スケジュール

2024	5月	関係府省庁連絡会議：改定作業への着手を承認
	11月	円卓会議及び作業部会： 改定版の骨子案について協議
	12月	関係府省庁連絡会議：改定版の骨子案を承認
2025	5月	関係府省庁連絡会議：改定版の原案を承認
	7月	円卓会議及び作業部会： 改定版の原案について協議
	9月	関係府省庁連絡会議：パブリックコメントに付す案を承認
	10月	パブリックコメント
	12月	関係府省庁連絡会議： 改定版行動計画を承認

「ビジネスと人権」に関する行動計画 改定版（概要）

第1章 行動計画が改定されるまで（背景および作業プロセス）

- 1 2020～2025年の取組成果
- 2 日本企業の取組状況と国際的な動向
- 3 行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの
- 4 行動計画の改定プロセス
- 5 優先分野の特定

第2章 優先分野

- 1 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン
- 2 「誰一人取り残さない」ための施策推進
 - (1) ジェンダー平等
 - (2) 外国人労働者
 - (3) 子どもと若者
 - (4) 障害者
 - (5) 高齢者
- 3 テーマ別人権課題
 - (1) AI・テクノロジーと人権
 - (2) 環境と人権
- 4 指導原則の履行推進に向けた能力構築
- 5 企業の情報開示
- 6 公共調達・補助金事業等を含む公契約
- 7 救済へのアクセス
- 8 実施・モニタリング体制の整備

第3章 政府から企業への期待表明

- 企業に対し、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入・実施を期待

第4章 今後の行動計画の実施および見直しに関する枠組み

- 1 行動計画の実施体制
- 2 行動計画の実施工程
- 3 行動計画の開始・改定

4つの目的は変わらない

- 社会全体の人権の保護・促進
- 政策の一貫性
- 企業の競争力と持続可能性の確保・向上
- SDGs達成へ貢献

実効性を高める能力構築

先行事例の共有や相談体制の拡充などを通じ、企業規模を超えて実効性ある体制をつくる。

政府から企業への期待

人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済に最大限努めることを期待。



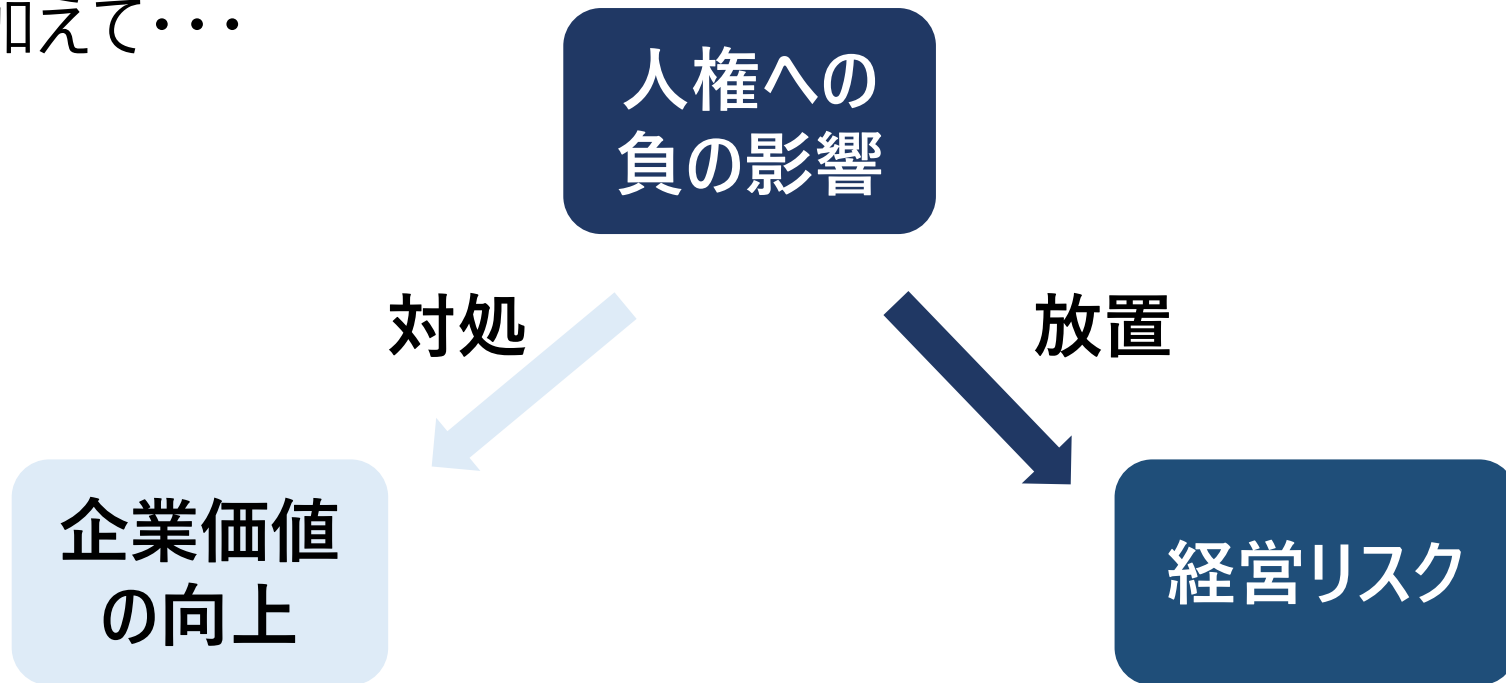
Contents

1. 行動計画における日本政府の取組
2. 行動計画の改定の経緯と趣旨
3. 企業への期待

企業への期待

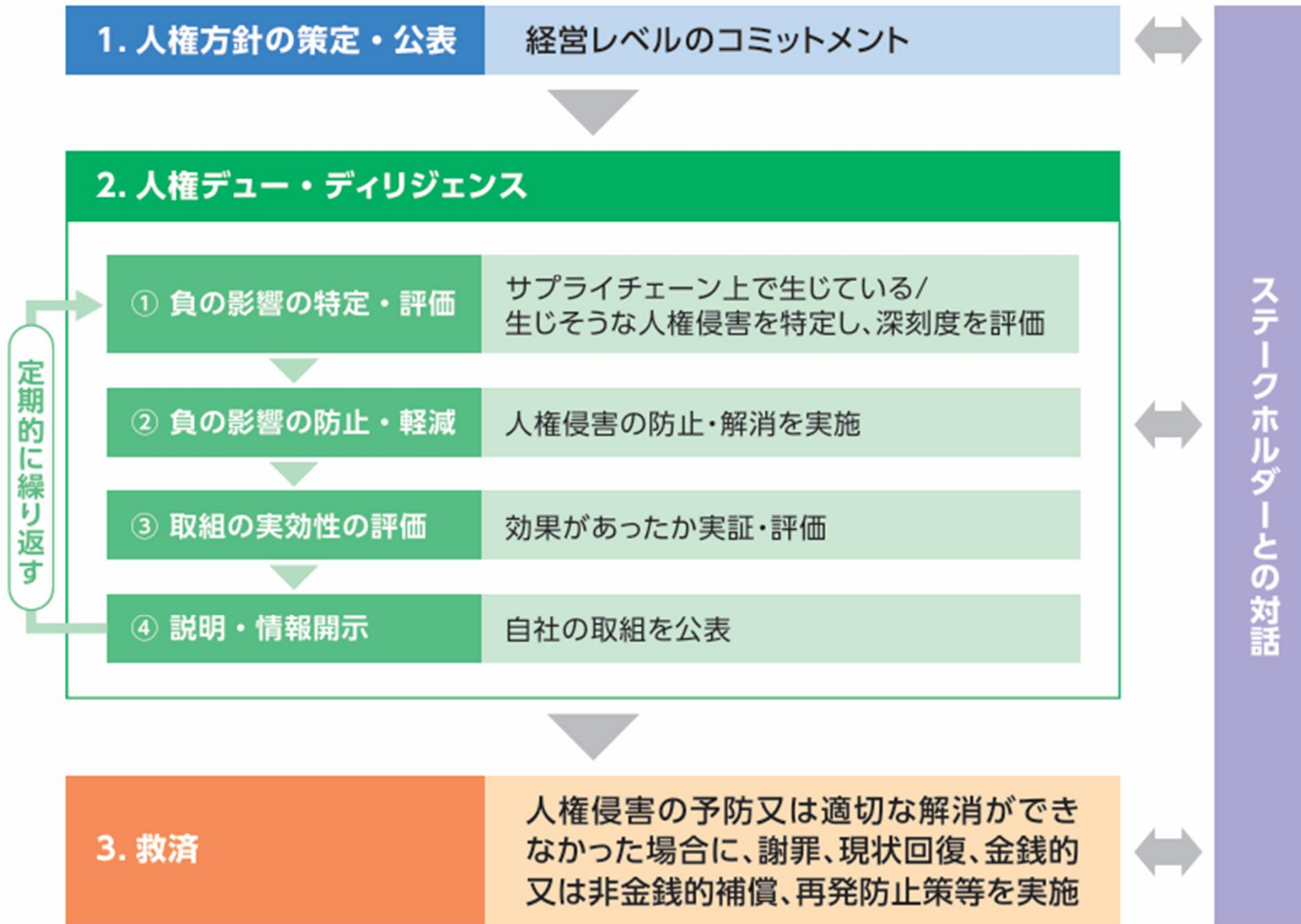
全ての企業には、人権を尊重する責任がある。

加えて・・・



規模、業種等にかかわらず、全ての日本企業が国際的に認められた人権を尊重し、人権尊重の取組に最大限努めること。

人権尊重の取組の全体像



活用ツール

責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン

令和4年9月
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省
庁施策推進・連絡会議



責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のための実務参照資料

令和5年4月
経済産業省

本資料は、企業による人権尊重の取組の方法例を示すものであり、
ばならない。本資料の記載事項だけやっておけばいいという趣旨のもの



食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

令和5年12月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省





Q & A